

平成15年7月24日

第21回年金部会における 委員要求資料

①厚生年金保険法における遺族給付の変遷 P1

②リバースモーゲージについて P4

厚生年金保険法における遺族給付の変遷

		遺族(寡婦・縲(かん)夫・遺児年金)年金		
		受給要件	遺族の範囲	年金額等
労働者年金保険法	S17.6	有期(10年間)の給付として遺族年金制度が発足 被保険者期間を20年以上有する者が死亡したとき。		<p>(年金額)</p> <p>① 養老年金又は障害年金の受給権者が死亡した場合⇒養老年金又は障害年金の額の1/2 ② 被保険者期間を20年以上有する者が養老年金を受給することなく死亡した場合⇒受けるべき養老年金の額の1/2</p> <p>(支給期間) 10年間</p> <p>(養老年金の年金額) 全期間の平均報酬年額に25/100を乗じた額。</p>
旧厚生年金	S19.10	有期(10年間)の給付が終身年金に改められ、業務災害の完全保障の考えに基づき、業務上の障害及び死亡も遺族年金の受給要件に追加する。		<p>(年金額)</p> <p>① 養老年金の受給権者又は業務外の事由による障害年金の受給権者が業務外の事由により死亡した場合⇒養老年金又は障害年金の額の1/2 ② 被保険者期間が20年以上ある者が養老年金を受けないで業務外の事由により死亡した場合⇒受けるべき養老年金の額の1/2 ③ 要件②に該当の場合⇒平均報酬月額の2.5月分 ④ 要件③に該当の場合⇒平均報酬月額の5月分</p> <p>(支給期間) 有期年金から終身年金に改める。</p> <p>【子女割増金の創設】 遺児(15歳未満)があるときは1人(遺族年金を受ける子を除く)につき平均報酬日額の10日分を加算。</p> <p>(養老年金の年金額) 全期間平均報酬月額の4月分</p>
	S22.5	【子の年齢要件の見直し】 対象となる子の範囲を15歳未満の子から16歳未満の子とする。(子女割増金の対象となる子の年齢も同時に見直す)		

保 險 法	S22.9	被保険者期間を20年以上有する者が死亡したとき。	① 養老年金の受給権者が死亡した場合 ⇒ 養老年金の額の1/2 ② 被保険者期間が20年以上ある者が養老年金を受給することなく死亡した場合 ⇒ 受けるべき養老年金の額の1/2 ③ 被保険者期間が20年以上ある者で障害年金の受給権者が死亡した場合 ⇒ 受けるべき養老年金の1/2
	S23.8	寡婦・縲(かん)夫・遺児年金の創設(6月以上被保険者であった者の配偶者や子に対しても遺族年金を支給することとする。)	<p>① 被保険者期間6ヶ月以上20年未満の者が在職中に死亡した場合 ② 在職中の傷病により喪失後2年以内の者が死亡した場合 ③ 1級の障害年金の受給権者が死亡した場合</p> <p>① 50歳以上の妻、16歳未満の子がある妻(寡婦年金) ② 55歳以上の夫(縲(かん)夫年金) ③ 16歳未満の子(遺児年金) ④ 上記以外に障害を有する配偶者、子</p> <p>(年金額) ① 平均報酬月額の2ヶ月分 ② 子の加給金 (加給年金額の見直し) 16歳未満の子を有する場合、子1人につき2,400円の加給金を加算。 ※縲(かん)夫年金は除く。</p>
旧 厚 生 年 金 保 險 法	S29.5	寡婦・縲(かん)夫・遺児年金を遺族年金に統合	<p>(年金額) ① 基本年金額(定額+報酬比例)の1/2</p> <p>(基本年金額の計算式) $\text{基本年金額} = \text{固定額}(24,000\text{円}) + \text{報酬比例額}(\text{平均標準報酬月額} \times 5/1000 \times \text{被保険者期間})$</p> <p>※ 基本年金額を計算する際に、被保険者期間が20年未満である場合には20年として計算する。</p> <p>② 配偶者が受給する遺族年金については、子(18歳未満または不具廃疾の子)があるときは、1人につき、4,800円を加算</p>
S40.5	遺族年金の受給権者たる妻の年齢要件の撤廃	【妻の年齢要件の撤廃】 40歳未満の妻が支給対象に加えられた。(支給停止も廃止)	(年金額) 60,000円の最低保障額が設けられる。
S51.8	寡婦加算制度の創設	(通算制度の創設) 厚生年金保険の被保険者期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が6ヶ月以上である場合は、受給資格期間を満たしたものとする。	【寡婦加算制度の創設】 遺族年金の支給を受ける妻が、以下のいずれかに該当する場合に加算をする。 ① 18歳未満の子または1級若しくは2級の廃疾の状態にある子を2人以上有するとき……6万円 ② 18歳未満の子または1級若しくは2級の廃疾の状態にある子を1人有するとき……3.6万円 ③ 60歳以上であるとき……2.4万円

新 厚 生 年 金 保 險 法	<p>S61.4 新厚生年金保険法の発足(子を有する妻や中高齢の妻に対する給付の重点化)</p> <p>① 被保険者が死亡したとき ② 被保険者期間中に初診日がある傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき ③ 1級・2級の障害厚生年金が受けられる者が死亡したとき ④ 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき</p>	<p>① 妻、55歳以上の夫又18歳到達年度の末日までにある子(1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子) ② 55歳以上の父母 ③ 18歳到達年度の末日までにある孫(1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満の孫) ④ 55歳以上の祖父母</p> <p>※ 子及び孫については、現に婚姻をしていないこと。</p> <p>(年金額) 遺族厚生年金の額は死亡した者の老齢厚生年金の3/4の額である。 ただし、要件の①～③に該当する場合、年金額の計算において、被保険者期間が300月に満たない場合は、300月として計算する。</p> <p>(加給年金額) <input type="radio"/> 配偶者及び第1・2子→各186,800円 <input type="radio"/> 第3子以降→各62,300円</p> <p>(老齢厚生年金額の計算式) $\text{老齢厚生年金額} = \text{平均標準報酬月額} \times 10/1000 \sim 7.5/1000$ (生年月日に応じた経過措置あり)</p> <p>【中高齢寡婦加算の創設】 子を有する妻や中高齢の妻に対する給付の重点化を図る。</p> <p>① 子のある妻の場合 子が18歳到達年度の末日において35歳以上である妻に対して40歳から65歳に達するまでの間、遺族基礎年金の3/4の額(現在597,800円(年額))が遺族厚生年金に加算される。ただし、遺族基礎年金を受給している間は支給停止される。</p> <p>② 子のない妻の場合 夫が死亡した当時の妻の年齢が35歳以上65歳未満であれば、40歳から65歳に達するまでの間、①と同額が遺族厚生年金に加算される。</p>
	<p>H7.4 新しい併給調整方式の導入(自らの保険料納付実績が年金額に反映させる方向での見直し)</p>	<p>【子の年齢要件の見直し】 18歳未満の子を18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある子とする。 (加給年金の対象となる子の年齢も同様に見直す)</p> <p>【新しい併給調整方式の導入】 従来の自身の老齢厚生年金と遺族厚生年金のうちどちらか1つを選択する方法に加えて、自身の老齢厚生年金の1/2の額と遺族厚生年金の2/3相当額の併給を選択できることとした。</p>

リバースモーゲージについて

- リバースモーゲージとは、不動産を担保にして、金融機関から老後の生活資金の融資を受け、借入者の死亡時に当該不動産を処分する等して債務を一括償還する仕組みであり、アメリカやイギリスにおいて広く普及している。
- 我が国では、東京都武蔵野市の例など先駆的な取組はあるものの、その普及のためには、次のような問題点の解決が必要とされている。
 - ① 不動産価格変動、金利変動及び長生きによる担保切れのリスクを回避するための仕組みが整備されていないこと。
 - ② 中古住宅流通の市場が未整備であるため、不動産価値に対する融資限度額が小さくなるなど商品化の魅力が乏しいこと。
 - ③ 担保不動産の処分に関して、相続人との調整が困難な場合があること。
- リバースモーゲージの普及に向けた最近の取組例としては、長期生活支援資金制度の創設（別紙参照）がある。

長期生活支援資金の概要

1. 目的

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とする。(平成14年度に創設)

2. 実施主体

都道府県社会福祉協議会（申込窓口は市町村社会福祉協議会）

(平成15年4月14日現在、11の都道府県社会福祉協議会で貸付業務を開始。)

3. 貸付対象

資金の貸付対象は次のいずれにも該当する世帯

- ・ 借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- ・ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ・ 配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- ・ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ・ 借入世帯が市町村民税の非課税世帯又は均等割課税世帯程度の世帯であること。

4. 貸付内容

貸付限度額	居住用不動産（土地）の評価額の70%程度
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は借受人の死亡時までの期間
貸付額	1月当たり30万円以内の額（臨時増額が可）
貸付金利	年利3%又は長期プライムレート（現在1.35%）のいずれか低い利率（平成15年6月10日現在）
償還期限	借受人の死亡など貸付契約の終了時
償還の担保措置	・居住する不動産に根抵当権等を設定 ・推定相続人の中から連帯保証人1名を選任

5. 国庫補助制度

上記の貸付原資の2／3を補助。